

海外旅行博覧会等出展プロモーション事業助成金交付実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市への海外からの旅行者誘致またはその旅行者対応にかかわる事業を行う企業や団体が海外で開催される旅行博覧会等に出展する場合に、その経費の一部を公益財団法人仙台観光国際協会（以下「協会」という。）が助成することにより、当該事業の拡大を支援し、もって海外から仙台への旅行者の増加と関連産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅行博覧会等」は、海外で開催される観光や旅行に関する博覧会、見本市、商談会等のプロモーション事業のうち協会の理事長（以下「理事長」という。）が別途指定するものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる対象者は、海外から仙台への旅行者の増加に資する事業を行う者とする。

(助成対象事業及び経費)

第4条 助成金の交付対象事業は、前条に定める助成対象者が旅行博覧会等に出展し、仙台への誘客促進を行う事業とする。

2 助成対象経費は当該事業のために渡航する従事者1名の交通費及び宿泊費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条の規定による助成対象経費の2分の1以内の額で、一つの助成対象事業に対して、5万円を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、助成金の対象となる事業のために出国する日の1か月前までに、理事長に提出しなければならない。

- 一 事業計画書（様式第1号の2）
- 二 助成対象経費にかかる収支予算書（様式第1号の3）

(交付の決定)

第7条 理事長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに当該申請に係る書類等を審査のうえ、助成金の交付の可否を判断し、適当と認めた場合には助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成対象事業終了後速やかに、事業実績報告書（様式第3号）に次の書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- 一 事業結果報告書（様式第3号の2）
- 二 助成対象経費に係る収支決算書（様式第3号の3）

三 助成対象経費に係る領収書等の写し

(助成金の確定)

第9条 理事長は、前条の規定による事業実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査を行い、事業の実施内容が助成金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第4号）により、助成事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 助成事業者は、前条に規定する助成金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、助成金交付請求書（様式第5号）により理事長に請求するものとする。

(助成金の交付)

第11条 理事長は、前条の規定による助成金の交付の請求を受けたときは、速やかに助成事業者に助成金を交付するものとする。

(決定の取り消し等)

第12条 理事長は、助成事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 一 虚偽その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき
- 二 助成金を他の用途に使用したとき
- 三 助成金の交付の決定の内容又はこの要綱に定める事項に違反したとき
- 四 その他理事長が不相当と認めたとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(実施細目)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月8日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附則（平成31年4月1日改正）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。